遠野市特定空家等除却促進事業

空き家解体補助金

こんなお悩みにお答えします!!

老朽化した空き家を 何とかしたい 空き家を解体したい けどお金が・・・ 空き家の屋根や外壁 が劣化して心配

目 的

危険な空き家の除却を促進し、安全・安心なまちをつくります

対 象 者

空き家の所有者、相続人、又はこれらの者から同意を得たもの

対象空き家

市が認定した特定空家等(※)

対象工事

市内事業者が行う工事で、空き家全体を対象とするもの

対象経費

解体・撤去・運搬・処分・諸経費 (動産に関するもの及び消費税は除く)

その他

上記は代表的な条件です 詳しくは窓口にてご確認ください 最大 50 万円 対象経費の2分の 1 が上限

※特定空家等とは・・・

空家等対策の促進に関する特別措置法において「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安 上危険となる恐れのある状態」など、一定の条件が定められています。単純に使わなく なった空き家や、流通・利活用が可能な空き家などは対象とならない場合があります。

詳しくは下記にお問い合わせください。

TEL

0198-62-2111(内線:542·543)

遠野市環境整備部まちづくり推進課